

利尻町パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関する必要な事項を定めることにより、町の基本的な施策等の形成過程において積極的に情報を提供し、町民等の多様な意見を反映するとともに、その過程の公正の確保と透明性の向上を図り、公開と参加を基本し、町民との協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」（以下「本手続」という。）とは、町の基本的な政策を立案する過程において、その案の内容その他必要な事項を公表し、広く町民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、その寄せられた意見等に対する町の考え方を明らかにするとともに、当該意見等を考慮し本町としての意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この要綱において「町民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人若しくは法人その他の団体
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本町に対し納税義務を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 本手続の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本的な制度や計画等（以下「計画等」という。）の策定又は改廃に関する案の策定
- (2) 町民等に義務を課し、又は町民の権利を制限することなど町民生活に直接かつ重大な影響を与える制度等の制定又は改廃（町税及び保険料の賦課徴収金、分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- (3) その他実施機関が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、緊急性があり迅速に対応する必要がある場合、又は軽微な改廃である場合、並びに法令その他の規定により本手続と同様の手続を行うもの、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により、議会に付議するものは、本手続の対象としないことができる。

(公表時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、計画等の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、当該計画等の素案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の素案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景等当該計画等の素案を理解するために必要な資料をあわせて公表するよう努めるものとする。

(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町のホームページへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

2 実施機関は、前条の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を明示するものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、町民等が計画等の素案についての意見を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として30日以上の提出期間を定めるものとする。ただし、30日以上の期間を設けることができないときは、理由を明示して当該期間を短縮することができる。

2 意見等の提出は、次に掲げる方法とする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への直接書面による提出
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

3 実施機関は、意見等を提出しようとする町民等に、住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）並びに電話番号を明記させるものとする。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、提出された意見等を考慮して計画等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等についての意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、利尻町情報公開条例（平成15年条例第22号）第6条に規定する非公開情報に該当するときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

- (1) 提出された意見等の要旨
- (2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
- (3) 計画等の案を修正した場合においては、当該修正内容

3 第5条第1項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

4 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する町の考え方をまとめて公表するものとする。

(実施状況の公表)

第8条 町長は、本手続を実施している計画等及び終了した計画等の一覧表を作成し、町ホームページに掲載するとともに、実施機関が指定する場所での閲覧を行うものとする。ただし、終了した計画等は、前の年度の分までのものについて公表するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期限及び計画等の素案の入手方法並びに問合せ先を明記するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本手続に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。